

基本方針

1. 「安曇野」の美しい田園風景の保全・継承
2. 農村の豊かな生活文化を継ぐ住環境の維持
3. 既存の生活基盤の有効活用と無秩序な開発の抑制・回避
4. 自然災害に配慮した土地利用の推進
5. 住民・事業者・行政が連携した土地の維持管理・利活用の展開

土地利用の基本方向

- ・我が国を代表する田園景観「安曇野」の保全
- ・豊かな自然の恵みを活かした交流空間の形成
- ・生活を支える基盤整備及びサービスの向上
- ・公共施設の効果的な配置
- ・防災、水資源の涵養、動植物を育む空間の保全及び確保
- ・優良農地の確保及び営農環境の持続
- ・計画的な住宅地の集約と快適でゆとりある住環境の形成
- ・活力と創造力あふれる工業拠点の形成
- ・豊かな自然環境を活かした健康づくりの場の形成



松川村の美しい景観に配慮した土地利用のルールを取り決め、それを遵守する。

土地利用の原則

1. 農業振興地域について、基本的に農用地区域の除外は行わない。ただし、集落を維持、発展させるうえで、必要と認められるものについてはこの限りではない。
2. ゾーン区分は、公図における一筆一筆と対比するものではなくおおまかなものとする。
3. 計画策定後、公共施設整備に伴う大規模な土地利用が生じた場合、地元との協議のうえ、一部を見直すものとする。
4. 計画期間については、総合計画との整合を図り10年とする。

施設の用途表

施設区分		ゾーン名							
大区分	小区分	田園景観保全	農業保全	農業交流	生活居住	生活基幹	産業創造	森林保養	自然保護
居住用施設	農家住宅	○	○	○	○	○	×	×	×
	分家住宅	○	○	○	○	○	×	×	×
	一般住宅	○	○	○	○	○	×	×	×
	アパート	△	△	△	○	○	×	×	×
宿泊施設	別荘	×	×	×	×	×	×	×	×
	旅館・ホテル	×	×	△	△	△	×	×	×
農業施設	農業生産施設	○	○	○	△	△	×	×	×
	畜舎	△	△	△	×	×	×	×	×
地域交流施設	交流活性化施設	△	△	○	△	△	×	△	×
	市民農園	○	○	○	○	○	×	△	×
文教施設	教育施設	×	△	△	○	×	×	×	×
	スポーツ施設	×	△	△	△	×	×	×	×
	美術館・博物館	×	△	△	○	△	×	×	×
医療福祉施設	福祉施設	△	△	△	△	○	×	×	×
	病院・診療所	△	△	△	○	○	×	×	×
商業施設	コンビニエンスストア	×	×	△	○	○	△	×	×
	総合日用品店舗	×	×	×	△	○	×	×	×
	喫茶・レストラン等	△	△	△	○	○	△	×	×
	風俗営業施設	×	×	×	×	×	×	×	×
	事業所・事務所	△	△	△	○	○	○	×	×
工場	一般小売店	△	△	△	○	○	△	×	×
	大規模工場	×	×	×	×	×	○	×	×
その他	小規模工場	×	△	△	△	×	○	×	×
	業務用倉庫	×	×	×	△	△	○	×	×
	駐車場	×	×	△	△	△	×	×	×
	資材置場	×	×	×	△	×	×	×	×
	太陽光発電施設 (屋根への設置は除く)	×	×	×	△	△	△	×	×

- ：立地が可能なもの
- △：地区、村の同意が必要なもの
- ×

- ※ この表は、新たに施設を立地する場合に適用する。
- ※ 表に掲げる施設以外のものについては村と協議するものとする。

土地利用調整基本計画の改定の趣旨

松川村は、有明山などを代表する雄大な北アルプス連峰を背景に、水田と屋敷林の点在する特徴的で優れた景観、水と大地と緑に育まれた環境資源に恵まれています。とくに広がりのある農地とそこに散在する屋敷林の醸し出す「安曇野」の独特な景観は、ここに暮らす人々、この地を訪れる人々にとって印象的です。自然を活かした村づくり、田園風景を保全したいという村民からの要望も多く、『美しい自然とともに、みんなが明るく幸せに満ちた村』を松川村第7次総合計画の基本理念として掲げ、村民と行政との協働により、この恵まれた自然環境を守るとともに、そのなかで豊かな暮らしができる村づくりを進めています。

本計画は、本村の目指すべき土地利用の基本方向を示すことを目的とし、松川村第5次総合計画及び国土利用計画（松川村計画）を基本にして、村民とこれから生まれ育つ将来の世代が、美しい景観と快適な環境に生まれ、優れた地域の環境と資源で支えられた調和のとれた暮らしを実現するために、平成13年2月に策定されました。

計画策定当時は、人口の増加に伴う住環境整備、公共施設整備などのほか、田園景観を支える農業情勢の厳しさや観光・レクリエーション需要への対応など、様々な課題を抱えていました。とくに耕作地のなかに虫食いの開発が起こるなどの無秩序な開発がみられるようになり、土地利用に関する問題が顕在化していました。加えて、農業情勢の厳しさや、開発需要の高まりなどがこうした傾向を助長することが懸念されたことから、同時期に施行された松川村むらづくり条例に基づき本計画を策定・運用し、計画的な土地利用の推進を図ってきました。

本計画策定から概ね20年が経過し、本村では、急速に進む少子高齢化を背景に人口の減少が大きな問題となっており、村を取り巻く社会環境も変化するなかで、持続可能な地域社会の形成と快適な住環境の維持が求められています。また、代々受け継がれてきた優良農地とそれを基盤とする良好な住環境、さらにはそこに育まれた豊かな生活文化を次世代に継承していくことが大きな責務であると考えます。

本計画の改定にあたっては、松川村むらづくり審議会において、策定時の理念を継承し、将来を見据えた村づくりのために検討を重ね、松川村第7次総合計画と整合を図るなかで、必要な範囲において、改め定めました。

令和4年3月

松川村役場 総務課 政策企画係

〒399-8501 長野県北安曇郡松川村76-5
TEL 0261-62-3111 FAX 0261-62-9405
URL <http://www.vill.matsukawa.nagano.jp>

改定 令和4年3月

生活居住ゾーン

住環境として良好な環境を確保し、よりよい生活環境を形成するゾーン。



沿道の緑化に努める。

歩道や街路樹のある道路を整備する。

住宅の新築は既存の住宅地の近くに集約する。

歩道や街路樹を適切に維持管理し、歩行の安全を確保する。

公民館など人が集まる公共施設の緑化に努める。

身近な緑豊かな空間をつくるため、既存の公園を活かし、良好なオープンスペースを確保する。



宅地は、区画面積を広くし、ゆとりある住環境を形成する。

産業創造ゾーン

工場、倉庫など工業系施設の立地を優先するゾーン。



計画的に緑を確保する。

特色のある産業の形成と産業の振興に努める。

沿道景観を保全するため、建物のボリューム感を抑えたデザインに努める。また、周辺との調和を考慮する。



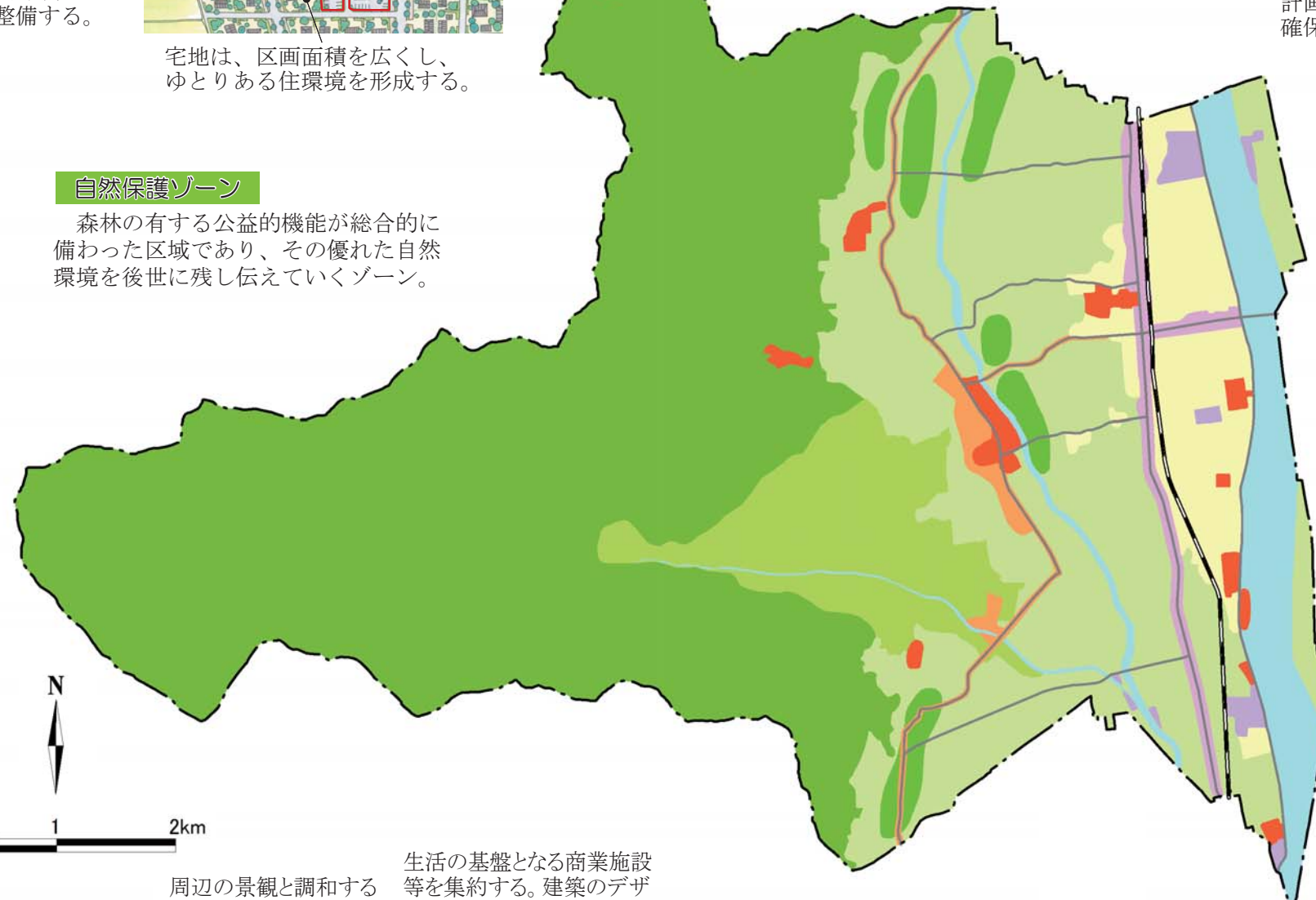
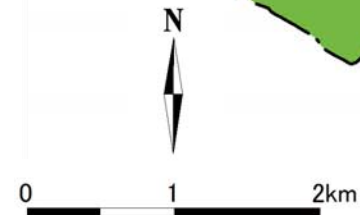
ゾーン外縁部は、緑の緩衝帯を設け、周辺景観との調和を図る。

大型車の通行する道路は、歩道を整備し、安全を確保する。また沿道の緑化や屋外広告物等のデザインコントロールを行う。

自然保護ゾーン

森林の有する公益的機能が総合的に備わった区域であり、その優れた自然環境を後世に残し伝えていくゾーン。

- 田園景観保全ゾーン
- 農業保全ゾーン
- 農業交流ゾーン
- 生活居住ゾーン
- 生活基幹ゾーン
- 産業創造ゾーン
- 公共施設ゾーン
- 森林保養ゾーン
- 自然保護ゾーン
- 河川
- 道路
- 鉄道



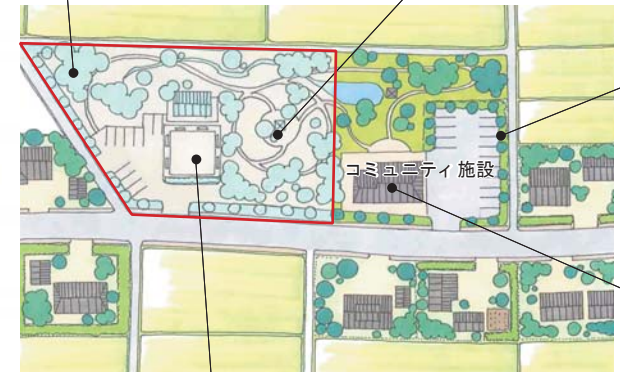
公共施設ゾーン

豊かな自然環境と調和した公園や緑地、福祉施設、文化施設などの既設公共施設の機能保全を図るゾーン。



緑とふれ合えるゆとりのある環境をつくる。

地域のレクリエーション、コミュニティの空間として、オープンスペースを設ける。



緑化による修景を図る。

既存の公共施設を活かして一体的な施設を形成する。

緑豊かな公共施設を整備する。

生活基幹ゾーン

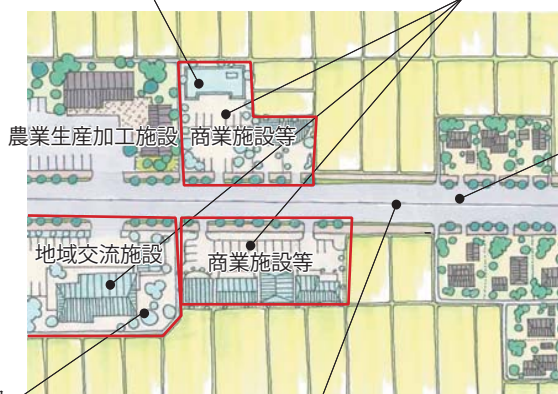
地域住民の交流の場や日常生活の利便性を確保し、商業施設や住宅地を中心とした生活基盤となるゾーン。



緑化による修景を行う。

周辺の景観と調和するようにデザインコントロールを行う。

生活の基盤となる商業施設等を集約する。建築のデザインや眺望の確保など景観保全に配慮する。



歩道や街路樹を適切に維持管理し、屋外広告物等のデザインコントロールを行う。

北アルプスや田園風景などの良好な景観を確保するため沿道に大規模な商業施設等はない。建物のボリューム感を抑えたデザインとする。

森林保養ゾーン

「自然とのふれ合い」を中心として、自然のなかで、生きがいがづくり・健康づくりができるゾーン。



既存の樹林を保全し、無秩序な森林開発を防ぐ。

自然とふれ合うことのできるように散策道などを整備する。



森林景観と調和した施設とする。

水辺との連続性を意識し、多様なレクリエーションニーズに対応する。

下草刈りや間伐などにより、レクリエーション、景観、生態、保養、防災など様々な機能面から、良好な樹林の形成に努める。

キャンプ場などによって、滞在しながら、より深く自然に接する。